

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 29年度の借受・転貸面積

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※3)
借受面積	119	21
転貸面積(※1)	135	-
うち新規集積面積(※1)	70	-

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2: 過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したものと及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3: 当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものととする。

(2) 累計(30年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	370
うち転貸面積(②)	335
うち新規集積面積	161
うち機構が管理している面積	35
うち作業委託で管理している面積	0
うち条件整備中の面積	-
転貸率②/①	0.91

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

(3) 遊休農地の借受・転貸面積(29年度)

	3月末までに 権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに 公告したもの (※2)
借受面積	14	-
転貸面積(※1)	14	-

※1:「転貸面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

※2: 上記(1)の※2及び3と同じ。

2 転貸先の状況(29年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1) 地域内の農業者	208	130
① 認定農業者	73	56
うち個人	63	39
うち法人	10	17
うち企業	-	-
うち農外から参入した企業	-	-
② 認定新規就農者	27	8
③ 基本構想水準到達者	28	22
④ 今後育成すべき農業者	68	41
⑤ 認定農業者等以外の農外から参入した企業	-	-
⑥ その他	12	3
(2) 地域外からの参入者	10	5
うち個人	9	3
うち法人	1	2
うち企業	-	-
うち農外から参入した企業	-	-
新規参入	-	-
① 個人	-	-
② 法人	-	-
うち企業	-	-
(1)+(2)の合計(※2)	218	135

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	2.4	3.6
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	2	3
1団地の平均面積	1.2	1.2

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	38,800	38,000
担い手の利用面積(②)	9,239	7,676
担い手への集積率 ②/①	0.23812	0.20200

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(29年度事業分)

賃料支払	17,780,557
賃料収入	18,490,561
差引賃料支払	-710,004
管理・保全費支払	5,446,864
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	54,609,323
業務委託支払	40,042,519
合計	100,098,706
単年度借入面積1ha当たりの単価	844,003
累計借入面積1ha当たりの単価	910,981

条件整備費借入	該当なし
新規借入	—
返済	—
借入残額	—

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙参照(大宜味村:所有者不明農地の知事裁定による認定新規就農者への農地集積)

(2)機構自身の創意工夫

重点市町村を対象に実施している市町村キャラバンにおいて、機構事業を活用するに当たり課題となっている点などを聞き取り整理をし、1年を掛けてその改善に取り組んだ。事業規程の運用面での解釈による見直しで、農地の借受及び貸付の際の利便性が高まった。

(例)地主が作物を限定する場合、その作物を耕作すると見込める借受希望者が複数いる時は受け手選定の際の競争原理が働き、公平公正な対応が保たれているとの理解で対応することとした。

(別表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
国頭村	19	19	1.00	600	187.4	31.2
大宜味村	6	6	1.00	292	85.2	29.2
東村	14	12	0.86	421	134.8	32.0
今帰仁村	1	1	1.00	851	168.1	19.7
本部町	5	5	1.00	587	61.7	10.5
名護市	14	13	0.93	1460	95.1	6.5
恩納村	0	0	0.00	341	55.1	16.2
宜野座村	1	1	1.00	473	104.8	22.2
金武町	19	14	0.74	295	50.8	17.2
伊江村	0	0	0.00	1090	154.6	14.2
伊是名村	0	0	0.00	541	88.6	16.4
伊平屋村	4	0	0.00	335	88.8	26.5
読谷村	3	3	1.00	767	21.5	2.8
うるま市	10	8	0.80	1030	168.7	16.4
沖縄市	1	1	1.00	114	25.1	22.0
北中城村	0	0	0.00	74	2.4	3.2
中城村	0	0	0.00	289	18.1	6.3
西原町	2	2	1.00	146	8.1	5.6
豊見城市	0	0	0.00	293	54.0	18.4
南城市	27	26	0.96	1350	68.9	5.1
八重瀬町	4	4	1.00	963	107.6	11.2
南風原町	1	1	1.00	181	21.9	12.1
久米島町	26	24	0.92	1710	425.1	24.9
糸満市	5	5	1.00	1550	181	11.6
南大東村	6	6	1.00	1830	982.6	53.7
宮古島市	54	51	0.94	10700	1193.2	11.2
石垣市	88	84	0.95	5330	1382.0	25.9
竹富町	51	48	0.94	2060	787.9	38.2
与那国町	10	2	0.20	511	42.7	8.4

所有者不明農地の知事裁定による認定新規就農者への農地集積

沖縄県大宜味村喜如嘉地区

地区の概要	地区内農地面積	24.7 ha				
	地域振興法指定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 特定農山村法 <input type="checkbox"/> 山村振興法 <input checked="" type="checkbox"/> 過疎地域自立促進特別措置法 <input type="checkbox"/> 半島振興法 <input type="checkbox"/> 離島振興法				
	地区の特徴	<p>○喜如嘉地区は、沖縄本島大宜味村の北部に位置する集落で「芭蕉布の里」としても知られる田園地帯である。作付け品目はフイ、オクラレカなどの水田花き類を始めとして、さとうきびや野菜類などの栽培がされている。</p> <p>○昭和54年度には全県に先駆けて土地改良事業に着手した地域でもある。</p> <p>○当地区全体の農地面積は約24.7haで、1筆あたり5a程度と狭小な農地が多い。また、相続未登記農地や不在村地主が多く、これまでも担い手への農地集積に苦慮している。</p> <p>○当地区では、平成26年度に農地集積プロジェクトとして、機構への利用権設定等を推進し、不在村地主や相続未登記の農地を担い手へ集積した実績もある。</p>				
各種データ	機構活用面積	借入面積	0.4ha	借入時期	H30年3月(知事裁定分)	
		転貸面積	0.4ha	転貸時期	H30年3月(知事裁定分)	
		新規集積面積	0.4ha	※面積は通常の転貸面積も含む。		
	遊休農地面積	0.1ha	(うち遊休農地解消面積) 0.1ha			
	地区内担い手の集積面積・集積率	機構活用前(H28年)		→	機構活用後(H30年)	
		ha	→	0.4ha	ha	→
	経営体の平均経営面積	ha/経営体	→	ha/経営体	ha	→
	経営体の平均団地数	団地	→	団地	ha	→
	経営体の平均団地面積	ha/団地	→	ha/団地	ha	→
	転貸を受けた新規就農者数	1人				
転貸を受けた参入企業数	0法人					
経営体の状況	経営体数の推移	機構活用前(H28年)		→	機構活用後(H30年度)	
		経営体 ※知事裁定農地を活用した経営体(認定新規就農者)の当該エリアでの機構活用状況はなし		→	1経営体 ※知事裁定農地の活用経営体個人経営体A(野菜等・担い手)	
	経営体の概要					
事例集内における法人経営体の名称の掲載の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可						
基盤整備の状況	基盤整備の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 予定				
	有り・予定	実施時期	昭和48～53年度			
		事業名	団体営ほ場整備事業(県事業名)			
		工程	ほ場整備(上記事業)、農道整備等(昭和63年度以降の事業で対応)			
		実施主体	→			
		※ 当該事例地区と基盤整備地区が完全に一致しない場合は以下の項目について記載				
	基盤整備地区内農地面積	0.4ha				
	同地区内の機構活用面積	借入面積	0.4ha	転貸面積	0.4ha	
新規集積面積		0.4ha				
同地区内担い手の集積面積・集積率	ha	→	ha			
	%		%			

関係機関	当該事例に携わった機関及び団体等	大宜味村産業振興課、大宜味村農業委員会、沖縄県農業会議 沖縄県農林水産部農政経済課等、沖縄県農地中間管理機構(沖縄県農業振興公)	
	中心的機関・人物	大宜味村農業委員会	
	各関係機関の役割分担	①大宜味村産業振興課 ・各種証明書類(登記簿、公図、戸籍、住民票等)の取得 ・農用地利用配分計画(案)の作成 ②大宜味村農業委員会 ・所有者不明農地の確認、農地法第43条第1項に基づく機構への通知 ・地権者との交渉(農用地の利用意向調査、所在調査等)、農地の現況調査 ③沖縄県農地中間管理機構(北部地区駐在員、農地調整員) ・農地の利用調整全般、交渉用資料及び契約書等作成、データ管理 ・地権者及び受け手との調整(農地中間管理事業の説明、契約関係) ・利用権の設定に関する裁定申請 ④沖縄県農林水産部(農政経済課等) ・農地を利用する権利の設定に係る知事裁定 ・その他農地の農用地利用配分計画の認可	
よる集積の 作・集約 業・化 変・営 化に	今回の知事裁定により認定新規就農者へ渡った農地の面積は狭小なものであるが、それに隣接する農地の機構を介した利用権の設定や、農地法3条による利用権設定(予定)がなされることで、農地を確保しにくい新規就農者への農地集積に取り組んだ。 今度、その他のエリアの農地でも機構を介した同一の認定新規就農者への利用権設定が計画されており、徐々にではあるが担い手への農地集積が進む予定である。		
の管理 道や水路 状況等	今回遊休農地である所有者不明農地等を機構を介して認定新規就農者へ利用権の設定を行ったが、当該農地が所在する喜如嘉地区により伐開を協力・支援することとしている。		
協力金の 活用方法	地域集積協力金	【平成 年度】 活用無し 【協力金活用方法】	【平成 年度】
	経営転換協力金	【平成 年度】 活用無し	【平成 年度】
	耕作者集積協力金	【平成 年度】 活用無し	【平成 年度】
農地利用図	機構活用後(H30年) 知事裁定農地と隣接する機構による転貸農地 ※航空写真の撮影時は知事裁定時よりも過去のもの 		
現場写真等	 関係機関による知事裁定申請前の現地確認		 知事裁定申請前の農地の状態

取組内容	
取組時期 (H/O/O/O)	具体的内容
取組に至るまでの経緯	<p>○機構事業の重点市町村に位置づけられている大宜味村では、毎月1回の頻度で機構事業の活用等を検討する地元主催の推進チーム会議を開催している。推進チーム会議には、村産業振興課、村農業委員会、県農地中間管理機構(北部地区駐在員)等で構成され、議論を重ねている。</p> <p>○規模拡大意向のある認定新規就農者の農地確保を検討していたが、利用権設定を検討していた区域で農地を分断する遊休農地が位置していた。</p> <p>○村農業委員会が調査取りまとめを行った所有者不明農地を確認したところ、先に述べた区域での有効利用の一部妨げとなっていた遊休農地がそのリストに含まれていることが判明した。</p> <p>○村推進チーム会議で今後の対応を検討した結果、農地法に基づく所有者不明農地の公示手続きによる県知事裁定の仕組みを活用する方向で意見が一致した。</p>
H29/4/21	<p>農地法第32条(利用意向調査)第3項に基づく公示(農業委員会) →所有者等を確認できない農地(10筆)を公示した</p>
H29/5/21	<p>同公宗を大宜味村HPに掲載(農業委員会) →情報がより広く行き渡るように取り組んだ</p>
H29/11/9	<p>関係機関による現地調整(県、村、農業委員会、機構(本部・駐在員)) →公示した農地のうち知事裁定申請を想定する農地の現地確認と今後の対応に向けて関係機関で協議した →所有者不明農地の認定新規就農者への利用権設定2筆を調整</p>
H29/11/24	<p>農地法第43条第1項に基づく通知(農業委員会) →農業委員会から機構宛に所有者等からの申出が無かった旨を通知</p>
H29/11/28	<p>関係機関による事務調整(県、機構) →知事裁定申請から利用権設定に至るまでのスケジュール調整等</p>
H29/12/18	<p>利用権の設定に関する裁定の申請(機構) →機構から県あてに2筆の所有者不明農地について申請を行った</p>
H30/1/16	<p>沖縄県公報に掲載(県) →知事裁定申請があった旨の掲載</p>
H30/1/30	<p>知事裁定申請に対する意見の提出期限</p>
H30/2/6	<p>農業会議への諮問(県、農業会議) →農地法第39条第4項に基づく農地中間管理権の設定に係る知事裁定案件への意見決定</p>
H30/2/8	<p>知事裁定(県)</p>
H30/3/1	<p>農用地利用配分計画の認可(県) →知事裁定農地及び隣接農地を認定新規就農者へ転貸</p>
取組におけるポイント・その他補足事項	
<p>○農地中間管理事業に関する大宜味村推進チーム会議を通じた連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関間の共通認識による取組 ・村農業委員会の強い意志による知事裁定への取組(新規就農者の育成支援) <p>○機構事業の公募に応募する借受希望者の中から公平公正に受け手を選定する必要がある一方で、知事裁定申請する農地の利用を想定する担い手へ確実に繋げることができるのか、関係機関間で綿密な調整が必要となる。</p>	
農地中間管理機構活用者(出し手・受け手)の声	
<p>※平成30年3月1日付けで、同一の認定新規就農者へ利用権を設定したところ。今後の経過を見守っていく予定。 (個人経営体Aの声)</p> <p>機構が書類作成等してくれる事で安心感がある。 農地の情報や色々相談が出来、まとまった農地を借りることで作業の効率が向上し収益性に繋げられる。これからも利用したい。</p>	